

## 多度津町農業委員会議事録

令和4年5月20日午前8時52分より午前9時22分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催した。

その状況は次のとおり

- |       |  |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                     |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                     |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について          |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 報告    | その他                                      |

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
12番委員	篠原壽雄
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
7番委員	村井文教
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（2名）

10番委員	伊達和博
11番委員	山崎賢三

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	植松 肇
主任主事	中西 祐太

## 審 議 内 容

事務局長            それでは、定刻より少し早いですが、皆さんおそろいになりましたので、改めておはようございます。  
                          ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。  
                          初めに、大西会長よりご挨拶申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長            ありがとうございます。  
                          続きまして、本日の出欠状況についてですが、伊達委員さんと山崎賢三委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。  
                          本日は、農業委員14名中12名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。  
                          続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思っております。

議長                 それでは、いつもどおり初めに本日の署名委員さんを指名させていただきます。  
                          5番の横關委員さん、それから6番の斯波委員さん、よろしくお願ひします。  
                          続きまして、昨日の小委員会の報告を細川委員さんのほうからよろしくお願ひします。

細川委員            昨日、小委員会を開催しております。議案について現地の確認と審議を行いました。特に問題はなかったということをご報告いたします。  
                          以上です。

議長                 ありがとうございます。  
                          ただいまご報告いただきましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひします。  
                          特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案のほうの審議を行いたいと思っております。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

なお、今もう既に退出されましたけども、本議案につきましては申請者の関係者に山崎委員さんがおられますので、農業委員会法第31条の規定に基づいて、議事参与の制限により、この案件につきまして退席をお願いしとるところでございます。

それでは、事務局より議案の説明よろしく申し上げます。

事務局

議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番について、議案書を基に朗読】

補足といたしまして、譲渡し理由は経営縮小、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

以上、1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

議案については以上ですが、先月の定例会内で、農地法第3条の要件の一つであります下限面積の例外規定について条文が分かるものを配付してほしいとご要望がありましたので、お手元に配付をしております。ご確認ください。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま議案第1号の説明と先月の回答ということでの説明がありましたけども、まず議案第1号に対してのご意見、ご質問があればよろしくお願いたします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にないようですので、議案第1号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

それでは、ありがとうございます。異議がないということで、議案第1号は承認されました。

なお、事務局から議案外で報告がありました農地法の3条の条文を

お手元にお配りしているようですが、たしか先月、●●委員さんのほうからのご質問に対する回答があるかと思えますけども、ほかの委員さんにおかれましても、この点につきましても特にご質問ございませんか。

(なし の声あり)

ありがとうございました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局よりお願いします。

事務局 では、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてのほうに参ります。

【議案第2号番号1番から番号3番について、議案書を基に朗読】

以上、今回申請のありました3件の転用申請については、周辺が既に宅地化されていることから、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないということから、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま議案第2号の説明がありましたけども、これにつきましてご意見、ご質問よろしくお願いいいたします。

9番委員 参考のために聞きたいのだが、3番。

議長 はい。

9番委員 これは、現在の新庁舎の駐車場に隣接しているのか。どういうふうに、どういう場所か、地図を見てもよく分からない。

事務局 新規の町役場の東側に1軒アパートがあるのですが、道路を挟んで東側アパートの、その隣の土地になります。ちょっと地図が分かりづらくて申し訳ありません。

9番委員 1軒挟むのか。

事務局 はい。ちょうど道路を挟んで反対側にアパートが1軒建っていて、その裏手の空き地になります。

9番委員 一般の人が使いやすいようになつとるのか、それとも職員用か。

事務局 一般の方で、役場の駐車場が現在立体駐車場ということで来客用の駐車場を設けているんですけども、高さ制限が2.1メートルということで、大型車が駐車できないという状態になっています。天井の高

い車等が止めるところがないということで、青空駐車になるのですが、そちらのほうに止めていただく区域が必要ということで、急遽そちらのほうを設定したというふうに聞いております。

9 番委員

ありがとう。

議長

ありがとうございました。

ほかに何かございませんか。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第 2 号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。異議なしということで、議案第 2 号を承認といたしたいと思います。

続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

では、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、にまいります。

**【議案第 3 号番号 1 番について、議案書を基に朗読】**

以上、今回の申請のありました計画変更申請につきましては、平成元年の時点で既に造成され、課税地目が宅地となっていることから、周辺の農地に支障を来すことがないと判断し、許可要件を満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明で何かご意見、ご質問ありましたらよろしく申し上げます。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第 3 号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議はないようですので、議案第 3 号を承認といたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項

の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

なお、本議案につきましては、私を含め、●●委員さん、●●委員さん、●●委員さんが、議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席となりますので、こちらのほうにつきましては土田職務代理者をお願いをいたします。

土田職務代理者 では、関係者が退席しましたので、第4号議案の審議に入りたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

多度津町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。合計で48件、8万5,998平米の申請があり、使用貸借権または賃借権での設定になります。内訳としまして、更新が13件、2万1,667平米、新規が35件、6万4,331平米になります。

補足といたしまして、7ページから14ページの表につきましては、土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、5月24日より公告縦覧となります。

以上です。

土田職務代理者 事務局より説明がありましたが、質問等ありましたら。

ございませんか。

9番委員

これ、議長、今ちょっと言ったんだけど、字を大きいほうぐらいにできないかと。これ、どうして小さくなったのか。事情があるのだろうか。これは特別だろう。今からはこれで、大きいほうで。

事務局

はい。文字の大きさは大きくできますので、こういうふうにしてから。次回からちょっと大きく変えさせていただきます。

9番委員

お願いします。

土田職務代理者 その他、ほかにごございませんか。

(なし の声あり)

それでは、議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、第4号議案は承認といたします。

議長

ありがとうございました。

議案のほうは以上ということで、次に事務局のほうからその他の報告をよろしくお願ひします。

事務局長

事務局より4点ご報告させていただきます。

1点目は来月分の農地機構貸借案件について、2点目は県に対する令和5年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見のための意見提出について、3点目は農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について、4点目は国土調査法に基づく地籍調査結果報告について。

初めに1点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局

A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。

こちらに記載されております貸借案は、5月27日より1週間、農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願ひします。

以上です。

事務局長

続きまして、2点目、県に対する令和5年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見のための意見提出について報告をお願いします。

事務局

右上に様式1と記載があります令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見、県提出への意見等についてと書かれた資料をご覧ください。

今年度においても、香川県農業会議が県に対して、本県の農地利用の進め方を中心に、県農業の将来に向けての在り方や今後の県農業施策についての意見を提出するに当たり、現場の意見や要望の取りまとめ依頼がありました。こちらの様式は、別紙の提出のための整理の仕方を参考に、日常業務においての問題、課題、現場の状況等を記入していただくものとなっております。つきましては、お手数ですが様式1にご記入の上、次回6月の定例会でご提出をお願いいたします。また、昨年度の改善意見への県の回答を配付しておりますので、またご確認ください。

以上です。

事務局長

3点目、農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について報告をお願いします。



事務局

農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度についてという資料をご覧ください。

委員の皆様方には、例年公務災害保険に加入していただいております。保険期間満了が近づいてきましたので、改めて保険に加入していただくご案内となっています。

これまで加入していただいたものが、蛍光ペンで印をしておりますA型になります。保険料が年間1,000円、保険期間は10月1日から1年間となっております。今回も、全員こちらのA型の保険加入の手続きをさせていただきます。保険料の1,000円につきましては、来月支給の費用弁償から引かせていただきます。もし委員として活動されているときにけがなどをされましたら、至急事務局までご連絡ください。

以上です。

事務局長

4点目、国土調査法に基づく地籍調査結果報告について報告をお願いします。

事務局

国土法に基づく地籍調査結果報告ということで、お手元に地籍調査による地目変更の一覧をお配りしております。ホッチキス留めしております調査表、分厚いほうが山階地区、薄いほうが桜川地区となっております。令和2年度に調査を実施いたしまして、桜川地区におきましては32件、4,828.3平方メートル、山階地区では179件、1万8,284.3平方メートルが調査の結果により地目変更されております。主な原因といたしまして、農道や町道として使用されておりましたが未登記となっていた農地を公衆用道路へ地目変更したものや、現状確認により農地から宅地や雑種地へ変更したことが上げられます。内容をご確認いただきまして、ご意見、ご質問ございましたら事務局のほうまでお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま4点ほどご報告いただきましたけども、これらにつきましてご質問がありましたらよろしく申し上げます。

9番委員

地籍調査の今後の計画、現在どこをやられて、今後残っている地域、どういう計画があるのかという、知りたいのだが。可能であればお願いしたい。

事務局

では、地籍のほうに確認いたしまして、またご報告させていただきます。

- 推6番委員 桜川地区のさっきの件数と面積、聞き逃したので。
- 事務局 すみません、記載すればよかったです。申し訳ありません。件数が32件、面積が4,828.3になります。
- 推6番委員 ありがとうございます。
- 事務局 山階はよろしいですか。
- 推6番委員 山階は書けた。桜川では、ほかの人たちは書けたのだろうか。
- 事務局 山階ですけども、179件、面積として1万8,284.3になります。
- 議長 ほかに何かございせんか。
- (なし の声あり)
- ないようですので、最後に事務局より来月の予定、よろしくお願ひします。
- 事務局長 引き続き、来月の予定についてご報告いたします。
- 6月の小委員会は、16日木曜日の午前9時から新庁舎2階大会議室で行います。当番委員は4番三野委員、推進委員は7番村井委員にお願いしたいと思ひます。
- 定例会は、17日金曜日の午前9時から新庁舎2階大会議室で行います。署名委員は7番矢野委員、8番中村委員、9番秋山委員のうち2名の方をお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
- なお、定例会終了後、4月の定例会でご相談させていただきました委員改選に関する協議についてお時間をいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。
- 事務局からは以上です。
- 議長 ありがとうございます。
- 以上で報告が終わったわけでございますけども、閉会に当たりまして何かご質問等ありましたらよろしくお願ひします。
- 特にございせんか。
- ないようですので、今も説明がありましたように、この後、終了後協議をさせていただくということでよろしくお願ひします。また、今説明がありましたように、ここの会場ではなく、新庁舎の会議室で、間違ふことはないと思ひますけども、来月につきましては新庁舎のほうでございますので、よろしくお願ひします。
- 9番委員 会議室は分かるな、すぐここのところは。
- 事務局 来月の定例会のご案内の文書に、庁舎内の図面で、一応ここが会議

室というのが分かるように示したところを簡単にレイアウトの図面を添付しようと思っておりますので、そちらのほうでいくと、届いてからご確認されて、不明であればまた事務局のほうにご連絡いただきましたら、どういうふうな経路でというのをご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、これで5月の定例会を終了させていただきたいと思えます。ありがとうございました。